

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月6日
【会社名】	株式会社ジー・トレーディング
【英訳名】	G-TRADING CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 篠原 邦夫
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市中区長者町五丁目85番地
【電話番号】	(045) 232 - 2011 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 齋藤 正明
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市中区長者町五丁目85番地
【電話番号】	(045) 232 - 2011 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 齋藤 正明
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 799,537,500円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	177,675株(注)1	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。 単元制度はとっておりません。

(注)1 平成21年2月6日開催の取締役会決議によります。

#### 2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	177,675株	799,537,500	399,768,750
一般募集			
計(総発行株式)	177,675株	799,537,500	399,768,750

(注)1 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

#### 2 第三者割当の方法によります。

## 3 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		株式会社ガリバーインターナショナル	
割当株数		177,675株	
払込金額		799,537,500円	
割当予定先の内容	住所	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	
	代表者の氏名	代表取締役会長 羽鳥 兼市	
	資本の額	4,157百万円	
	事業の内容	中古車販売事業	
	大株主及び持株比率	株式会社フォワード(26.19%)、羽鳥裕介(7.91%)、羽鳥貴夫(7.91%)、野村證券株式会社(4.94%)、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)(4.81%)、ビービー エイチフォー フィデリティー ロープライス ストック ファンド(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行決済事業部)(4.34%)、羽鳥兼市(3.02%)、メロン バンク エヌエートリティー クライアント オムニバス(常任代理人 香港上海銀行 東京支店)(2.33%)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)(1.62%)、資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)(1.44%)	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	株
		割当予定先が保有している当社の株式の数	普通株式 67,500株
	取引関係等	取引関係	該当事項なし
		人的関係	同社の専務取締役が当社の取締役を兼務しております。
当該株券の保有に関する事項		当該割当新株式効力発生日(平成21年2月22日)より2年間に於いて、当該新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告することの内諾を受けております。	

(注) 1 上記は、平成21年2月6日現在におけるものであります。

- 2 現在、当社の置かれている環境及び当社事業の将来性を理解し、資本増強後も安定株主として会社運営をサポートして頂ける株主を条件として親会社を含め選定してまいりましたが、当社の財政状態、経営状態、株価、株式市況を包括的に鑑みると当社第三者割当増資引受先を見つけることは困難であり、金融機関等から今後の事業運営に係る資金を継続的に調達するためには平成21年2月期中に債務超過を解消しなければならないことを考えますと時間的な余裕がほとんど無いことから、増資の引受先については当社親会社である株式会社ガリバーインターナショナルが増資払込を確実に実行し、追加投資を受けることで企業運営の継続を行うことが最適であると判断いたしました。

なお、割当先は、東京証券取引所第一部に上場しており、継続開示しております。

## (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
4,500	2,250	1株	平成21年2月23日(月)		平成21年2月23日(月)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3 割り当てた者から申し込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

## (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ジー・トレーディング 管理本部	神奈川県横浜市中区長者町五丁目85番地

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 大伝馬町支店	東京都中央区日本橋大伝馬町8番1号

## 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
799,537,500	3,200,000	796,337,500

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

## (2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額796,337,500円につきましては、当社が金融機関より借り入れております短期借入金5,740,000,000円(平成20年11月末現在)のうち、平成21年2月27日に返済期限が到来する5,200,000,000円の短期借入金返済の一部に全額充当する予定であります。

なお、発行手取金については、他の目的には使用いたしません。

また、支出時期までの資金管理につきましては、低リスクの管理を行います。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

第四部 組込情報に記載の有価証券報告書（第8期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出後（平成20年5月29日提出）、本有価証券届出書提出日（平成21年2月6日）までの間において、変更が生じており、「事業等のリスク」として、次のとおり追加します。

また、当該有価証券報告書に記載している将来に関する事項及び以下に追加記載している将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成21年2月6日現在）において判断するものです。

#### (1) 今回の発行によって株主に与える影響

今回の第三者割当による新株発行により、現在の発行済株式総数122,325株に対して177,675株増加し、100%を超える希薄化により既存株主の株式価値を損なうおそれがあります。しかし、現在当社が置かれている財務状況を鑑みますと、今回調達を予定している資金の規模については、安定的な会社運営を行っていくために必要であるため合理的であると判断しております。

また、今回の第三者割当による新株発行により、割当予定先である株式会社ガリバーインターナショナルの当社株式の持株比率が81.73%となる予定であることから、支配力がますます強まることとなります。

#### (2) 現在の経済情勢から影響をうける財政状態の悪化のリスク

平成21年2月期第3四半期に入ってから世界的な景気の悪化や円高により当社の主要マーケットであるロシア、東南アジアでの商用車及び建設機械に対する需要が大幅に減少するなどといった影響から、業績が急速に悪化いたしました。このような状況により、当社の業績が、平成21年1月7日公表した通期業績予想の通りに推移した場合、平成21年2月期において約150百万円の債務超過となる見通しであります。

また、当社は平成21年2月期第3四半期以降も世界経済は減退を続け、当社を取り巻く経営環境はより一層厳しい状況が続いております。このような状況から、当社といたしましては、現事業における収益だけでは平成21年2月期中に債務超過を解消することは困難であると判断し、また当社は車両の仕入資金を金融機関からの借入に調達によって賄っていることから、資本の増強による財務基盤の安定化、事業収益の向上を図らない限り、債務超過の状態では金融機関から今後の事業運営に係る資金を継続的に調達することに支障がおき、企業活動の継続の危機に陥る可能性があります。また債務超過が2期連続で解消が出来ない場合には上場廃止となる可能性があります。

### 2. 臨時報告書の提出

平成21年1月30日提出の臨時報告書

当社及び連結子会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12条及び第19号の規定に基づき提出いたしました。

#### (1) 連結財務諸表

当該事象の発生年月日

平成20年12月31日

当該事象の内容

主として、在外子会社（G-Trading RUS）において、ロシアルーブル下落に伴い、当社に対する円建ての買掛債務に対して為替差損が発生することとなりました。

当該事象の損益に与える影響額

当事業年度の連結財務諸表において、在外子会社（G-Trading RUS）において、ロシアルーブル下落の影響に伴い、当社に対する円建ての買掛債務に対して為替差損750百万円を営業外費用として計上する予定であります。

(2) 個別財務諸表

当該事象の発生年月日

平成20年12月31日

当該事象の内容

主として、円高の影響に伴い、外貨建ての関係会社貸付金に対して為替差損が発生することとなりました。

当該事象の損益に与える影響額

当事業年度の個別財務諸表において、円高の影響に伴い、外貨建ての関係会社貸付金に対して為替差損112百万円を営業外費用として計上する予定であります。

なお、為替差損の計上にあたっては、平成20年12月末時点での為替相場の換算であり、平成21年2月期末の為替相場により、計上すべき為替差損が変動する場合があります。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第8期)	自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日	平成20年5月29日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第8期)	自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日	平成21年1月30日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第9期中)	自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日	平成20年11月27日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年5月25日

株式会社ジー・トレーディング

取締役会 御中

優成監査法人

代表社員 公認会計士 須永 真樹  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 本間 洋一

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジー・トレーディングの平成18年3月1日から平成19年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジー・トレーディング及び連結子会社の平成19年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年11月28日

株式会社ジー・トレーディング

取締役会 御中

優成監査法人

代表社員 公認会計士 須永真樹  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 本間洋一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジー・トレーディングの平成19年3月1日から平成20年2月29日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジー・トレーディング及び連結子会社の平成19年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は株式会社アイワの全株式を取得し、平成19年11月12日付で同社を子会社化した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年5月21日

株式会社ジー・トレーディング

取締役会 御中

優成監査法人

代表社員 公認会計士 須永 真樹  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 本間 洋一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジー・トレーディングの平成19年3月1日から平成20年2月29日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジー・トレーディング及び連結子会社の平成20年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月25日

株式会社ジー・トレーディング

取締役会 御中

### 優成監査法人

指定社員 公認会計士 須永真樹  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 本間洋一  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジー・トレーディングの平成20年3月1日から平成21年2月28日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年3月1日から平成20年8月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジー・トレーディング及び連結子会社の平成20年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年3月1日から平成20年8月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年5月25日

株式会社ジー・トレーディング

取締役会 御中

優成監査法人

代表社員 公認会計士 須永 真樹  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 本間 洋一

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジー・トレーディングの平成18年3月1日から平成19年2月28日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジー・トレーディングの平成19年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成19年11月28日

株式会社ジー・トレーディング

取締役会 御中

優成監査法人

代表社員 公認会計士 須永真樹  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 本間洋一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジー・トレーディングの平成19年3月1日から平成20年2月29日までの第8期事業年度の中間会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジー・トレーディングの平成19年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は株式会社アイワの全株式を取得し、平成19年11月12日付で同社を子会社化した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。

独立監査人の監査報告書

平成20年5月21日

株式会社ジー・トレーディング

取締役会 御中

優成監査法人

代表社員 公認会計士 須永 真樹  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 本間 洋一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジー・トレーディングの平成19年3月1日から平成20年2月29日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジー・トレーディングの平成20年2月29日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月25日

株式会社ジー・トレーディング

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 公認会計士 須永真樹  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 本間洋一  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジー・トレーディングの平成20年3月1日から平成21年2月28日までの第9期事業年度の中間会計期間（平成20年3月1日から平成20年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジー・トレーディングの平成20年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年3月1日から平成20年8月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。